



Title	荻生徂徠『度量衡考』に対する中井履軒『雕題』について
Author(s)	井上, 了
Citation	懐徳堂センター報. 2005, 2005, p. 129-144
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24368
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

荻生徂徠『度量衡考』に対する中井履軒『雕題』について

井上 了

はじめに

『度量衡考』は荻生徂徠の主著の一つとされる^(注1)。懷徳堂文庫には、欄外余白などに中井履軒が自己の見解や徂徠説への批判などを書き込んだ『度量衡考』刊本が現存しており、これは『度量衡考雕題』と通称される^(注2)(以下『雕題』と略称)。陶徳民氏が『懷徳堂朱子学の研究』^(注3)において、

徂徠の度量観に対する履軒の批判論は、主として『度量衡考雕題』と『彙帑統編』における「万鐘弁」にあり、また『夏書逢原』、『数聞』にも散見している。

と指摘するように、履軒の反徂徠の立場を具体的に伝える資料として『雕題』は重要なものである。

『懷徳堂文庫図書目録』^(注4)は『雕題』について「度量衡考 物茂卿著 享保十九年江戸小川彦九郎等 中井積徳首書」と著録する。つまり同目録は、履軒が用いた『度量衡考』刊本(以下、「履軒用本」と称する)を、享保十九年官刻本(以下、「官刻本」と称す)とみなしている。また陶氏前掲書は『雕題』について

これ(井上注)：みず書房『荻生徂徠全集』^(注5)本の底本、すなわち「官刻本」と同一の版本のテキストにコメントをつけたものである

と述べる。すなわち陶氏も、「履軒用本」を「官刻本」と同一の版と見なしているのである。古いところでは、吉田銳雄「懷徳堂水哉館遺書遺物目録」(『懷徳』十七、昭和十四年)も同様の見解を述べており、これらはみな「履軒用本」の刊記に「享保十九年」とあるのに依ったものであろう。

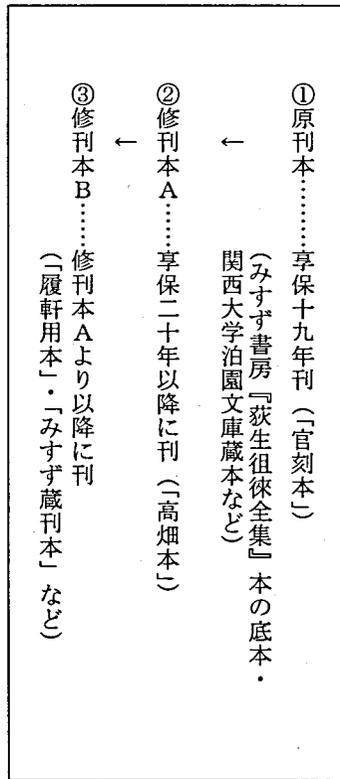
『度量衡考』の版本と刊記

「官刻本」は、『度量衡考』の初刊本である。この刊本はみず書房『荻生徂徠全集』^(注6)に景印されており、今日では容易に参照できる。しかし周知のように『度量衡考』には、「官刻本」以外の異版も存在する。

川原秀城氏の指摘によると、みず書房に架蔵されている修刊本『度量衡考』(「官刻本」とは別の一本。川原氏に従い「みず書房蔵刊本」と称す)は「享保二十年以降に刊行されたと考えざるを得ない」という^(注7)。「官刻本」と「みず書房蔵刊本」との異同については川原氏が詳細に報告しているが、これに拠ると「履軒用本」はむしろ「みず書房蔵刊本」と同一の板のようであり、オリジナルの「官刻本」ではない。

また『度量衡考』には、一九七九年刊の中文出版社景印本も存在する。これの底本(以下「高畑本」と略称する)と「みず書房蔵刊本」とを川原氏は同じ板に出ると見なしているのだが、しかし筆者の見るところ、たとえ

ば「高畑本」の欄外注記が犯している『旧唐書』からの引用ミスを「履軒用本」は訂正しており（次頁図下段）、「履軒用本」は「高畑本」よりも後出と判断される。「高畑本」は、「官刻本」と「みすず蔵刊本」「履軒用本」との中間に位置する、第三のテキストだと考えられよう。
現時点では、これら三種の出現順は以下の通りと考えられる。



しかし、享保二十年以降の修刊本である「高畑本」や「みすず蔵刊本」「履軒用本」の刊記は、いずれも「官刻本」のそれを踏襲し「享保十九年」のままとなっている。この刊記によって、これらを区別せず「享保十九年刊本」として扱う書肆や所蔵機関は多い。

これは原資料の刊記そのものがいわば虚偽だったというケースであるが、実務上これと同様の事例はまま見られ、通常このような刊を「偽刻」とは扱わない。『懷徳堂文庫図書目録』は編纂刊行から三十年近くを経ており、書誌情報の誤りも多く報告されている。現在同『目録』の修訂作業が進められているが、次に掲げる例は基本的な書誌情報の重要さを示すものでもあり、『目録』修訂作業の重要性を改めて認識せざるを得ない。

『度量衡考』版本の問題から生じる混乱

履軒は、『度量衡考』の誤りを多数掲げて批判している。しかしその指摘の中には、上記の事情によつて的はずれなものとなつてしまったものも含まれていた。

たとえば『度量衡考』「量考」のうち「百官禄秩」は、前漢の「宰相」について石高を言わず、

宰相

宛委余編曰。相国丞相皆秦官。秉政者。相国自吕不韋蕭曹後。罷不設。漢丞相必封侯。功臣表曰。大侯不過万家。小者五六百戸。

としており、履軒はこれに対して、

前漢宰相万石、『漢志』偶脱漏耳、此不得没之、又奉錢月六万、

と指摘する（量考29裏2）。

しかし、この「量考」の記述は修訂本のものである。「官刻本」は、修訂本が「宰相」と作る箇所を正しく「宰相万石」と作り、また封建や戸数のことを全く言わずに

宰相万石

今九百三十一斛九升四合一勺三撮九九。通一歳為一万一千一百七十五斛五斗二升九合六勺七撮有奇。

とするのである（次頁図上段）。つまり、履軒が批判した「量考」の記述は「原刻本」の説ではない。後人によつて改められた記述を履軒は批判し、結果として「官刻本」の旧に復したことになるのである。

量考第二十九葉裏(官刻本)

量考

二十六

百官祿秩
宰相萬石
今以百參拾壹斛貳斗玖升肆合壹勺參撮玖玖
通壹歲為壹萬壹千壹百柒拾伍斛伍斗貳升玖
合陸勺柒撮有奇
中二十石月俸百八十斛
今壹拾陸斛柒斗陸升參合貳勺玖撮肆伍通壹
歲為貳百零壹斛壹斗伍升玖合伍勺參撮有奇
比二十石月俸百斛

量考第二十九葉裏(履軒用本)

前漢宰相
萬石祿志
偶脫漏耳
此不得沒之
又秦錢月
六萬石歲
祿外
今十六兩二斗
一歲九十四斛
四斗未滿下從
此脫二千石祿
何原漢祿表去

百官祿秩
宰相
宛委餘編曰相國丞相皆秦官秉政者相國自呂
不韋蕭曹後罷不設漢丞相必封侯功臣表曰大
侯不過萬家小者五六百戶
中二十石月俸百八十斛
今壹拾陸斛柒斗陸升參合貳勺玖撮肆伍通壹
歲為貳百零壹斛壹斗伍升玖合伍勺參撮有奇
比二十石月俸百斛

度考第七十葉表(高畑本)

步五尺之城此
後二百二十五
八一百步對數
二方三千五百
人一百步對數
五方五百人對
一里則十里奇
如其亦以三百
步算一里
開元十二年太
史監南宮說擇
河南平地以水
準繩繩尺之
表而引度之
始自清州也

千五百七十五步是三六因南北十五里得五千
四百步加一百七十五步為五千五百七十五步
又曰皇城長千九百一十五步廣十二百步共是
三六因其里數云爾但廣差二十步又曰東都城
東西五千六百一十步南北五千四百七十步共
是三六因其里數云爾意是亦脩未嘗精數尺度
乃恥俗說收載志中耳

度考第七十葉表(履軒用本)

北至之聖尺有
十二分又自波
儀而南百六十
七里百八十
一步得許州
漢縣表尺
長一尺四寸四
分又自漢南
一百六十里昔
一十步廣為
上修武表尺
長一尺三
寸六分半大
五百二十六里

千五百七十五步是三六因南北十五里得五千
四百步加一百七十五步為五千五百七十五步
又曰皇城長千九百一十五步廣十二百步共是
三六因其里數云爾但廣差二十步又曰東都城
東西五千六百一十步南北五千四百七十步共
是三六因其里數云爾意是亦脩未嘗精數尺度
乃恥俗說收載志中耳

『度量衡考雕題』翻刻

以下に、『度量衡考雕題』を摘録する。体裁としては、『雕題』が対象としたと思われる『度量衡考』の箇所（葉数・表裏および行数）と本文を引用し、次いで履軒による雕題を引用するものとする。なお、履軒によると思われる朱線、貼付された不審紙、訓点の訂正などは、すべて指摘しない。また、原文に見える俗字・略字やいわゆる「正字」は、「壹」「貳」「參」などを含め原則として通行の字体に改めた。

「度考」部分

(4表8) 近歳司馬備刻周尺。漢劉歆尺晋前尺。

(雕題) 歆尺之尺、蓋衍文耳、

(19裏3) 蓋夷狄無尺。只伝漢粟斛。以此量米。云々

(雕題) 周以上、穀以粟藏焉、出納多用粟、故周量本皆粟法矣、漢以後、出納用米者漸多、蓋以漕運途遠也、遂以周粟量為米量也、乃不得別制粟量矣、於是乎、斛之称起而嘉量作矣、嘉量作於王莽、劉歆也、物翁信周官厚矣、故考求有未至耳、

(22表8) 後周玉尺

(雕題) 此玉尺、宜称玉量尺也、不然与田父者何別、

(33裏6) 司馬君実朱考亭作通鑑。范淳夫作唐鑑。皆逞議論而遺制度。云々

(雕題) 通鑑唐鑑元非全史、故曰鑑、不称史書、其為書、自不得有志表者、乃用此加醜詆、可謂橫禍矣、

(35裏1) 錯乱之文。豈足以為証乎。

(雕題) 錯乱之文、豈足以為証乎、是言明当然物翁仍主張八尺之步、援

錯乱之文以為証、独何也、

(46表1) 一步亦八尺。

(46表2) 広張兩足。極其所至。是為一步。

(雕題) 步者、由人行步而起称也、故兩足為步、大抵八尺之人兩足所踐得六尺、故六尺為步、不可易也、今以半步極力者為步、用証其八尺步之說、牽強大甚、

(46裏4) 高祖所謂吾提三尺劍取天下是也。

(46裏5) 併其莖為二尺五寸。

(雕題) 劍長幾尺、特謂身長也、不得兼莖、夫劉季自田間起、何論劍之制度、且三尺者、語其長大也、二尺六七寸以上皆可称三尺矣、何必細算附会焉、

(46裏7) 併其莖為二尺。是七首也。

(雕題) 七首別是一物刀類已、非劍、

(46裏8) 古以擊劍為小入大之術。云々

(雕題) 小入大者、指戈矛為大也、則今二尺三尺之刀亦小耳、何必論尺寸、是亦傳会之說、不足弁、

(47表1) 汲冢中得銅劍一枚。長三尺五寸。

(雕題) 以下長皆不兼莖、

(47表7) 靈鬼志曰云々

(雕題) 記曰刀曰七尺、歌曰槩曰丈八、是不相合、蓋刀則用雙、槩則用隻、元有兩事耳、不得捏合、

「田畝考附」部分

(52表4) 四井為邑。四邑為丘。四丘為甸。四甸為畧。四畧為都。

(雕題) 並劉歆之妄作、難以論周制、

(52表6) 井牧者。春秋傳所謂井衍沃牧濕臯者也。云々

(雕題) 左氏所謂牧、苑牧耳、

(52表9) 今造都鄙。授民田。有不易。有一易。有再易。云々

(雕題) 易田、即漢趙過代田之法矣、非周制、

(52裏1) 四丘為甸。方八里。旁加一里。則方十里。為一成。云々

(雕題) 如旁加一里、則四倍累重之巧廢矣、古制未嘗有如此之拙也、

(52裏5) 采地食者。皆四之一。云々

(雕題) 采地皆四之一、拘束一、何至於此、

(52裏6) 百里之國。凡四都。一都之田。稅入於王。云々

(雕題) 田稅妄矣、

(53表3) 王制曰。古者以周尺八尺為步

(雕題) 司馬法六尺為步、是不可易、若王制八尺之步、是謬說不可据、

(53裏1) 一畝方十步。當今三畝一步有奇

(雕題) 比今二畝不滿二十步、

(53裏2) 今法以方六尺為一步。三十步為一畝。三百步為一段

(雕題) 六尺為步、三十六步為畝、是正說、

(53裏3) 古代六尺為步三百六十步為段。文祿定凡天下之田六尺三寸為步三百步為段

(雕題) 文祿之法、亦非通制、不必論、

(53裏8) 五畝之宅。當今四百五十九步有奇。乃一段五畝九步有奇

(雕題) 五畝、當今二百五十九步二、比今一段不足百步許、

(54表4) 余夫二十五畝。當今七段六畝十六步有奇。

(雕題) 當今三段六畝、

(54表8) 圭田五十畝。當今一町五段三畝二步有奇。

(雕題) 當今七段六畝、

(54裏3) 一夫百畝。當今三町六畝四步有奇。

(雕題) 當今一町四段四步、

(54裏5) 一井九百畝。當今二十七町五段五畝六步有奇。

(雕題) 當今十二町七反、

(54裏6) 一成九萬畝。當今二千七百五十五町二段二十五步。

(雕題) 今千二百七町、

(54裏8) 一同九百萬畝。當今二十七萬五千五百二十町八段三畝十步。

(雕題) 當今十二萬七百町、

(55表4) 考工記曰。匠人為溝洫。耜廣五寸。云々

(雕題) 考工記、不足据之書、

(55表7) 方百里為同。同間廣二尋深二仞。謂之澮。專達於川

(雕題) 方百里之內無川、尤可怪、

(55裏5) 一里。當今四町四十七步有奇

(雕題) 一里。當今三町六段、漢亦同此、

(55裏9) 十里。當今一里十一町五十五步

(雕題) 十里。當今三十六町、則一里矣、

(56表1) 百里。當今十三里十一町十步

(雕題) 百里。當今十里、

(56表2) 千里。當今一百三十三里三町肆十步

(雕題) 千里。當今百里、

(56表3) 万里。當今一千三百三十里四十步

(雕題) 万里。當今千里、

(56表5) 諸公之地。方五百里。當今六十六里有奇。云々

(雕題) 周官不足據。當從孟子、

(56裏1) 鄭注以三等之制為殷制。此為周變殷制。云々

(雕題) 三等以田起數者。如三分去一、元繆解耳、

(56裏5) 春官典命職曰。上公九命為伯。云々

(雕題) 並非周制。是劉歆之妄作、

(58裏2) 民間屋舍。以五尺七寸為一間。却加柱広則得六尺。五尺七寸亦合周以八尺為步。可見古今之制一矣

(雕題) 五尺七寸之間。俗稱江戶間。只是一都之俗。非通制。何足道哉、

且布筭弄筆。如恰好者。然上以四寸八分為柱広。下以三寸為柱広。何広狹之無準、

(雕題) 牽強大甚、可厭、

(58裏5) 王宮門阿之制。五雉。云々

(雕題) 幾雉者。謂横之広也。不論其縱。若都城百雉是也。城雖大十丈為高。豈有百丈之城乎哉、

(60裏6) 按九夫為一井。三夫為一屋。故十二夫為一井一屋也。云々

(雕題) 食貨志曰。率十二夫為田一井。一屋故疇五頃。是謂趙過代田之法。以十二夫為一井。而其三頃一屋之大。比於古制五頃也。蓋

以其步畝之數有增加也。過豈用八尺之步數。然亦一時之事矣。非漢代通制。不可以為証。物翁援據失倫。且惑於謬解。本文不可讀、

(61表5) 六國時一畝。當今一畝二十一步有奇

(雕題) 六國亦周制矣。其稍變更者。蓋亦有之。然焉。俗之縱恣耳。非制度之謂。亦各國為之。無通例、

(61裏2) 一頃。當今一町七段二畝一十六步有奇

(雕題) 並當準周制。已詳于上。一頃即一夫矣、

(雕題) 一頃。當今一町四段四步、

(61裏3) 十頃。當今二十七町二段五畝一十七步有奇

(雕題) 十頃。當今十四町一段四步、

(61裏4) 百頃。當今一百七十二町五段五畝二十七步有奇

(雕題) 當今一百四十一町一段四步、

(61裏5) 千頃。當今一千七百二十五町五段九畝七步有奇

(雕題) 當今一千四百一十一町一段四步、

(61裏8) 萬頃。當今一萬七千二百五十五町九段二畝一十七步有奇

(雕題) 當今一萬四千一百一十一町一段四步、

(62表1) 十萬頃。今一十七萬二千五百五十九町二段五畝二十七步有奇

(雕題) 當今一十四萬一千一百一十一町一段四步、

(62表3) 漢一畝。當今四畝四步有奇

(雕題) 漢亦與周同。王制不可據、

(62裏8) 一里。當今三町三十五步五尺三寸有奇

(雕題) 一里。當今三町六段。並與周同、

(63表4) 十里。當今三十五町五十八步五尺有奇

(雕題) 十里。當今三十六町。即一里矣。下並做此、

(63裏1) 按當今三千四百二十三萬九千九百九十四町二段

(雕題) 據周制筭之。當今一千一百六十七萬今六百三十五町四段八步、
(64表3) 西京雜記曰。未央宮周廻二十二里九十五步五尺。街道周廻七十里。昆明池周廻四十里。

按二十二里有奇。當今二里八町十八步也。

(雕題) 宮廻。當今二里八町二十間未滿一尺、

(64表5) 七十里。當今六里三十五町五十二步也。

(雕題) 街廻、当今七里、

(64表6) 四十里当今三里三十五町五十五步

(雕題) 池廻、当今四里、

(65表2) 按五十里当今四里三十五町五十四步。

(雕題) 今五里、

(65表2) 三十里当今二里三十五町五十六步

(雕題) 今三里、

(65表6) 按二百里当今十九里三十五町

(雕題) 今二十里、

(65裏2) 按百八十里当今十七里三十五町

(雕題) 今十八里、

(65裏5) 按六十里当今五里三十五町

(雕題) 今六里、

(65裏7) 按三百里当今二十九里三十五町

(雕題) 今三十里、

(66表7) 一畝当今五畝十六步有奇

(雕題) 唐一畝、当今四畝二十六步、今六尺為步、三十六步為畝、十畝

為段、十段為町、用此布算也、物翁用三十步為畝之說、故皆不

相合、

(66裏3) 一頃当今五町五段五畝十六步

(雕題) 一頃、当今四町七段二畝八步、

(66裏4) 十頃当今五十五町五段五畝十六步

(雕題) 十頃当今四十七町二段二畝八步、

(66裏7) 万頃 当今五万五千五百五十五町五段五畝十六步

(雕題) 万頃、当今四万七千二百二十二町二段二畝八步、

(66裏9) 十万頃 当今五十五万五千五百五十五町五段五畝十六步

(雕題) 十万頃、当今四十七万二千二百二十二町二段二畝八步、

(67表2) 百万頃 当今五百五十五万五千五百五十五町五段五畝十六步

(雕題) 百万頃、当今四百七十二万二千二百二十二町二段二畝八步、

(67表5) 按六典旧唐書並以三百步為里

(雕題) 凡步、由人行步而起也、故六尺之步、三百步之里、人間不可易

者、唐宋各有制、而其通行者唯官道而已、至於民間、徑路及泛

、談語、皆如周漢之旧、以至明清亦然、亦可以見民情矣、

(68表3) 按当今三万一千零三十万零零二百二十二町二段二畝

(雕題) 当今二万六千三百余万、

(68表7) 按当今七千九百四十六万五千九百町七段二畝

(雕題) 天寶云、、当今六千七百七十五万六千四百余町、

(68表9) 按三千万頃当今一万六千六百六十六万六千六百六十六段六

畝

(雕題) 当今一万四千余万町、

(68裏5) 当今五千五百一十二万九千四百零一町四段四畝

(雕題) 此数亦当稍退、義与前条同、下条倣此、

(70表7) 乃礼俗說。收載志中耳

(雕題) 宋三百步為里、未詳起於何故、然是一代制度、与本邦三十六町

為里相類、非必因俗說也、唐書之謬、在用時制推旧制耳、不当

話作取俗說、

「量考」部分

(1表4) 周量

(雕題) 物翁詆漢量云、常用者必無此詭異之制、是王莽劉歆所舛、其說是也、然何不以論周量也、蓋斯翁崇奉周礼為護身仙、故每回護焉、不敢出一言殊、不知其為劉歆之書也、

(1裏1) 圜其外者謂之唇

(雕題) 鄭註所謂唇者、蓋醜之上端、句曲旁出、如唇吻也、而圜之、以便於攜持也、非有事於量也、陶人職庾厚半寸唇寸当併按、

(雕題) 周官之量、方而醜、無外圜斛量、故單言、其美一醜而不言外圜一斛、其義亦甚彰、

(2表7) 但變方為圜。變醜為斛為斛。

(雕題) 据物翁之說、周官漢量並有方圜、並有醜斛、未見變法、蓋周量方而無圜、漢量圜而無方、所謂變方為圜者、其美不舛、而以其說美之、乃見矛盾耳、

(2表8) 是自漢法非周制也。

(雕題) 周元無嘉量之制、只是提尺知釜、則其他皆隨而定矣、何用無用長物之為其有嘉量肇於劉歆耳、

(5表9) 栗氏之量中黃鐘之宮者。云々

(雕題) 所謂黃鐘之宮、即劉歆三統歷之說、而班固所祖述、物翁回護大甚、

(7表3) 殊不知漢量變圜為方。變釜為斛。云々

(雕題) 圜当作方、方当作圜、然亦竟繆說、詳于上文、

(7表9) 必是古來相傳之說。云々

(雕題) 並強說、

(10裏6) 齊田氏。五区為釜。則十斗。今八升九合八勺二撮三八九。云々

(雕題) 田氏五区為釜之区、是旧量之区、非新量、故釜為八斗、下文当相顧、

(雕題) 周一石、重当今五貫六百八十八勺、粟連稿秤之重一石者、驛之大抵得粟一斛、是故粟一也、量之者以醜鐘為号、秤之者以石以号也、兩者元不相通、

(雕題) 石、是權名矣、非量名也、古者粟米大数秤以權衡、故秤字從禾、

吾邦古昔之俗亦然、及漢造斛量以一石之穀驛正得粟一斛、故斛石相通為稱耳、未全以石為量名也、李悝所謂石、固是合粟法、然亦用權名而言也、可知周以前粟米無斛斗之量也、

(雕題) 国詩稻以秤為緣語、可以觀古俗矣、

(12表3) 十斗為一斛。出聘礼記。然古不以斛以量名。但見注家言。蓋以秦漢制積古量耳。

(雕題) 儀礼非古書、此亦一証、

(12表7) 李悝為魏文侯作尽地力之教曰。食人月一石半。

(雕題) 一石半、亦粟法矣、

(12裏3) 如管子四頌。……是蓋非止算其口糧。乃併算其費用耳。

(雕題) 管子所云、蓋亦粟法矣、今以其數較多、故曰併算費用、是用米法之謬耳、

(12裏8) 李悝下文有云。五口治田百畝。歲收百五十碩。

(雕題) 李悝言、歲收粟百五十碩、今省粟字、而以米法算之、蓋用米法則与今合、粟法則大不合故耳、是物翁口中雌黃矣、讀者勿受其欺可也、說詳于下文、

(13裏8) 周礼陶人曰。庾實二斛。厚半寸、唇寸。

(雕題) 陶人、蓋謬、

(14表2) 齊田氏量則十斛。今八斗九升八合二勺三撮有奇。

(雕題) 田氏量為八石、

(14表6) 凡言量名者。皆為月俸。通一歲。則千鐘云々

(雕題) 硬說不可從、詳于下文、

(14裏4) 喪大記。朝一溢米。云々

(雕題) 古來用權衡語量者、唯石矣、其他無有也、

(15表4) 廩祿之數。云々

(雕題) 祿有采有廩、廩今之藏米也、采今之地方也、物翁混說之、非也、

(15表7) 九人食三十六釜。云々

(雕題) 食九人謂衣、食於九人也、居室雜用皆在此內、不特口食也、譬今之下士受十口餼者、雖能儉節、僅足衣食於三四人而已、焉得言食十人哉、物翁謬解食字、其筭皆舛、未引李悝之言、亦自知其不通也、

(15裏7) 五人食二十釜。……拋李悝之言。歲收百五十石。云々

(雕題) 李悝明言粟百五十石、是粟法矣、非米、則其實數太減、是書尤宜先弁者、而物翁沒之、何也、蓋其主意在欲侈大三代制祿而湊合附會適己耳、正与其經說合符、讀者當露眉而後說焉、

(16表3) 李悝又有上熟中熟下熟之差。云々

(雕題) 李悝之言、以粟百五十為平年、三熟與三飢對、皆非平年、則論收入不得以熟飢為說、必矣、物翁故舉上熟以為定數、亦欺人之甚者、

(雕題) 舉三熟而沒三飢、亦物氏之術已、

(16表8) 下士食九人。與上農夫同。云々

(雕題) 下士亦有食八人五人者、不可硬說、但中士倍下士者、指食九人之下士而已、

(16表9) 中士食十八人。蓋二井公田二百畝之入。歲收一千二百石。云々

(雕題) 二百畝、歲收蓋六百石上下、當今三十四五石、

(雕題) 中士以上、不當以食幾人作說、

(16裏1) 按論語。原思為之宰。與粟九百。孔安國注以為九百斗。即九十石。是月俸耳。通一歲為一千零八十石。云々

(雕題) 前文言斗古不以為量名、此乃從孔說、何也、

(16裏5) 上士食三十六人。云々

(雕題) 受采則上士之田四頃、歲入千二百石上下、當今七十石上下、是於農家足以衣食於三十六人、然仕者衣服禮節不與農夫同、若妻孥臧獲三十六人居室、其費必不給矣、上士位未尊妻孥、外不須蓄多人、使令五六人亦足矣、則余二十許人衣食之費、以為仕者雜用耳、大夫以上皆準之、中士亦然、

(雕題) 右古千二百石、是粟法、今七十石是米法、亦其大概耳、又李悝之言平年百五十石以下、農夫五口者而言、則上農夫九口者、宜以其倍數筭之、非以下熟為說、田之肥瘦自應有是等衰耳、又以上農筭之者、公田故也、則減於此者、或多無增於此者也、

(16裏9) 然是亦止言口糧耳。云々

(雕題) 若口糧費四百石余、則其他費所出不知何由、是妄說已、

(17表1) 按史記孔子大司寇之祿六万斗。即六千石。當是月俸。則通一歲七万二千石。

(雕題) 六万斗、必是謬說矣、不可据、

(17表2) 今六千四百六十七石三斗二升

(雕題) 下大夫祿、當今百四十石上下、

(17表4) 小國卿食一百四十四人。云々

(雕題) 小國卿、歲入粟四千八百石、當今米二百八十余石、

(17表7) 次國卿食二百一十六人。云々

(雕題) 次國卿、歲入米七千二百石、當今米四百二十余石、

(17裏1) 大國卿食二百八十八人。云々

(雕題) 歲入粟九千六百石、當今米五百六十余石、

(17裏8) 小國君食一千四百十人。……亦言宮中所食口糧也。

(雕題) 君十卿祿者、其宮中妻子奴婢衣食雜費已、若邦國經費祭祀朝聘之類、不与云爾、宮中口糧、何曾用近萬穀為哉、

(18表1) 其小國方五十里。為二千五百井。公田之入。歲收百五十萬石。云々

(雕題) 公田之入、粟四萬八千石、當今米二千八百八十石、

(雕題) 方五十里之入、大抵為粟七十余萬石、當今米四萬五千石許、

(18表4) 次國君……公田之入。歲收十四萬四千石。云々

(雕題) 公田之入、粟七萬二千石、當今米四千三百余石、

(18表6) 其小國方七十里。為四千九百井。云々

(雕題) 方七十里之入、粟百四十余萬石、當今米八萬八千余石、

(18表9) 大國君……公田之入。歲收十九萬二千石。云々

(雕題) 公田之入、九萬六千石、當今五千七百六十石、方百里之入、粟三百萬石、當今米十八萬石許未滿、

(18裏3) 然春秋時稱千乘之國。乃十萬井之地。其公田歲收六千萬石。云々

(雕題) 千乘之國、諸侯兼井而後成矣、非周家之制、此不須論、

(18裏7) 又按孟子謂辭十萬而受萬。說者謂。十萬者十萬鍾。萬者萬鍾也。云々

(雕題) 十萬鍾、指卿祿也、乃是一歲之收、非月俸、則萬鍾亦以一歲而言也、

(雕題) 穀祿之稱、隨時有多寡、未必皆奉實數也、今列國百石之士、或受四十石、或受六十石、或受其美數、或多於實數、不可一例、

古蓋亦然、今不可考、勿作億斷、

(19表1) 以原憲九百斗孔子六萬斗例之。則當是十萬斗萬斗。然則十萬斗為萬石。云々

(雕題) 養弟子以萬鍾、孟子有明文、焉得誣以萬斗、且斗古不以為量名、物翁前文已言之、此何矛盾、

(雕題) 孟子之時、井田已壞、戶稱未立、則授田祿、何所稱哉、其必用收穫多寡、料土田広狹、畧如今時之制也、大抵三畝而收一鍾、則三百頃得萬鍾、是在古為三十三井有奇之地、若什稅一、則得千鍾、為粟六千四百石、為米三千八百四十石、當今三百八十石矣、縱令什稅二三、亦唯倍蓰焉耳、其數不為甚多、十萬鍾則十之、什稅三、當今方一千四百余石、周制百里之君所食為三百二十井、與十萬鍾地差十餘井而已、夫萬乘之卿與百里之君、其祿相當、尤為稱、而與徂徠所筭十萬斗之數亦甚相近、不亦妙乎、

(雕題) 收穫之數、李悝稱畝一石半者、舉下等也、然則中等畝二石余、上等畝三石而後為相稱也、若夫所謂畝鍾者、膏腴之極耳、不入於等、今對其中、姑定為三畝一鍾、暗與李悝之中等合、

(雕題) 井田之壞、為欲多取耳、孔子之時、魯已什二、若孟子之時世、蓋下則什三、必至之勢也、猶恐不止於此已、雖未見明証、姑據什三布筭、用論其世云、

(19表9) 右祿秩言量者。皆為月俸。云々

(雕題) 漢祿秩、自萬石千石至百石、非歲祿邪、下文條例分明、而此稱月筭、將誰欺也、

(雕題) 右以今升十倍周升立筭也、其實數較大、猶有奇零可增、今不論、亦省煩耳、

(雕題) 田畝起數似不違、然公田有廬舍倉場閑地、不与私田同、今亦不

論、推是等、其數蓋稍退縮云、

(20表8) 此班固述劉歆說。乃王莽制。而其斛積與漢制全同。

(雕題) 班固好以王莽制論漢事、是其癖不特量耳、

(雕題) 物翁下文云漢斛無鬻耳、則此全同云者謬、

(20裏4) 其所謂上三者斛升龠也。下二者斗合也。

(雕題) 上三為龠升合、下二為斛斗合、即在下、安得稱耳也、

(20裏5) 其形詭異。是王莽劉歆所規。而漢斛無鬻耳。云々

(雕題) 形之詭異、周漢一也、並劉歆所作、焉得詆漢而獨護周、

(21表4) 十斗之積。一千五百六十二萬五千萬絲。

(雕題) 周官、無十斗之量、

(21裏6) 一斛之粟得一釜之米。故周札料人之食。必以釜言者。米故也。

(雕題) 釜、元來粟法矣、通為米量、亦不妨耳、此似失原委、

(21裏9) 謂之庌。量米則庌內方一尺。云々

(雕題) 庌、猶周量之脣也、但脣無所受、而庌有所容也、蓋造量以尺定

其大、內容方尺而庌之、深尺以為斛也、然容方尺之庌、料其美、

未滿十斗、故別勾起其上端而旁出使足以滿十斗、而後已元無成

象、在工人之巧耳、謂之庌、庌雖在上頭而四旁勾出、故曰旁有

庌也、

(雕題) 庌、庇也、庌字外無所見、豈以文相省而致訛邪、覆量而觀焉、

狀如屋庇、故云爾、鄭註庌過也、不可通、蓋臆斷耳、其云過九

釐五毫、可謂窮矣、豈鄭氏所睹斛、其庌偶有九釐五毫之深、因

作之解邪、然則雖未得其解而事不失矣、顏註不滿之処似得當、

而其詳未聞、

(雕題) 漢量元無舖名、故方是筭方空位無形體方庌之際元無可抽去之隔

(雕題) 試持米量之乎、必欲美之內方、而不陷於外圓、亦甚難矣、古人

制器、何不才至於此哉、予賤頗能鄙事、故不受物翁之欺矣、

(22裏7) 周禮不言庌者。專以米法言之。且失脫字句。亦不可知。

(雕題) 失脫字句、是遁辭、

(22裏9) 王莽斛既廢釜豆。則庌無所用。只存古制耳。

(雕題) 方庌已變矣、古制何可得存哉、

(23表1) 漢量以粟斛為米斛。故抽去庌不用。

(雕題) 漢量何不可料粟之有、定云米斛沈甚、抽去不用、是想像之辭矣、

(23裏8) 按玄引漢粟米法。以明周量方者為米。庌者為粟。

(雕題) 周量無庌斛、

(24裏3) 按今尺謂魏尺也。云々

(雕題) 本文所無、妄附益、以証己之說、可謂誣之尤者、

(24裏9) 當今大司農斛。庌徑一尺三寸五分五厘。深一尺。云々。

(雕題) 徑深皆以魏尺而言也、言深一尺、則非漢尺可知矣、豈有深用漢

尺而徑用魏尺之理哉、亦橫誣之甚者、

(雕題) 蓋銅斛係鑄造、則其方庌徑圍尺寸不能有密合於筭法、但磨礪消

息之、使其所容合於量而後已耳、故其尺寸參差、固其所矣、

(25裏9) 一合今九撮三

(雕題) 周漢同量、但器有不同耳、唯升器亦同云、物翁固執九釐五毫之

說、以漢量大於周、他無徵、不可從、其所徵則誣矣、

(26表1) 一升今九勺三撮二

(雕題) 周漢之升、只作今九勺弱、即是矣、

(雕題) 今八勺九撮八二三八九四六六七不盡、全與周同、他並倣此、

(26裏2) 百万斛今九万三千一百一十九斛四斗一升三合九勺九撮

(雕題) 今九万斛未滿、

(26裏9) 即今八合二勺六撮有奇。

(雕題) 据周漢同升，則當今八合未滿，與四釜相差僅三勺有奇，可謂相合矣，以見九釐五毫之說不通。

(27表4) 按二斛四斗。為今二斗二升三合五勺一撮有奇。

(雕題) 二石四斗，當今二斗一升五合余。

(27表5) 八斛。為七斗四升五合零三撮有奇。

(雕題) 八斛，當今七斗二升未滿。

(27葉5) 是人日食八升。今七合四勺五撮。馬日食二斗六升六合六勺六撮

有奇。今二升四合八勺三撮有奇

(雕題) 人日食今七合二勺弱，馬日食今二升四合未滿。

(27表9) 按十八斛。為今一斛六斗七升六合三勺有奇。

(雕題) 十八斛，當今一斛六斗一升余。

(27表9) 是日食六升。為今五合五勺八撮有奇

(雕題) 日食，今五合四勺弱。

(27裏4) 按四百万斛今三十七万二千五百一十七斛余

(雕題) 今三十六万斛未滿。

(27裏8) 按三升今二合七勺九撮有奇。

(雕題) 三升，當今二合七勺弱。

(27裏8) 四升今三合七勺二撮有奇。

(雕題) 四升，當三合六勺弱。

(28表5) 五合今四勺六撮有奇

(雕題) 今四勺五撮弱。

(28表9) 二斗今一升八合六勺二撮有奇

(雕題) 二斗，當今一升八合弱。

(28表9) 一斗五升今一升三合九勺七撮弱

(雕題) 一斗五升，當今一升三合五勺弱。

(28裏1) 二升半今二合三勺二撮有奇

(雕題) 二升半，當今二合二勺五撮弱。

(28裏2) 五升今四合六勺五撮有奇

(雕題) 五升，當今四合五勺弱。

(28裏4) 二斗四升今二升二合三勺五撮強

(雕題) 二斗四升，當今二升一合六勺弱。

(28裏4) 六升三合合之大半今五合九勺二撮強

(雕題) 六升云々，當今五合七勺余。

(28裏7) 一斗今九合三勺一撮強

(雕題) 一斗，當今九合弱。

(28裏7) 七升半今六合九勺八撮有奇

(雕題) 七升，當今六合二勺余。

(29表1) 今八合六勺七撮有奇

(雕題) 今八合三勺有奇。

(29表3) 今九合二勺二撮弱

(雕題) 今八合九勺有奇。

(29表5) 今二勺八撮弱

(雕題) 今二勺七撮弱。

(29表9) 今八升五合八勺三撮有奇

(雕題) 今八升三合七勺有奇。

(29裏2) 宰相

(雕題) 前漢宰相方石，漢志偶脫漏耳，此不得沒之，又奉錢月六万，在歲祿外。

(29裏6) 中二千石月俸百八十斛

(雕題) 前漢之中二千石、月俸蓋百五十石云、今言百八十斛、是後漢之法耳、此下所載、並據後漢百官志也、乃以為前漢之事、謬甚、又此首不題前漢而下別題後漢祿秩、則後前之分章、矣、

(29裏7) 今一十六斛七斗六升三合二勺九撮四五。通一歲為二百零一斛一斗五升九合五勺三撮有奇

(雕題) 今十六斛二斗、一歲百九十四斛四斗未滿、下做此、

(雕題) 此脫二千石一條何、居後漢志之二千石奉月百二十斛、宜補入焉、

(30表1) 今九斛三斗一升二合九勺四撮一三。通一歲為一百一十一斛七斗五升五合二勺九撮有奇

(雕題) 今九斛、一歲百八斛、

(30表4) 今七斛四斗五升零三勺五撮三一。通一歲為八十九斛四斗零四合二勺三撮有奇

(雕題) 今七斛二斗、一歲八十六斛四斗、

(30表7) 今六斛五斗一升九合零五撮八九。通一歲為七十八斛二斗二升八合七勺

(雕題) 今六斛三斗、一歲七十五石六斗、

(30裏1) 今五斛五斗八升七合七勺六撮四八。通一歲為六十七斛零五升三合一勺七撮有奇

(雕題) 今五斛四斗、一歲六十五斛八斗、

(30裏4) 今四斛六斗五升六合四勺七撮零六。通一歲為五十五斛八斗七升七合六勺四撮有奇

(雕題) 今四斛五斗、一歲五十四斛、

(30裏7) 今四斛一斗九升零八勺二撮三六。通一歲為五十斛零二斗八升九合八勺八撮有奇

(雕題) 今四斛一斗四升、一歲四十九斛二斗、

(31表1) 今三斛七斗二升五合一勺七撮六五。通一歲為四十四斛七斗零二合一勺一撮有奇

(雕題) 今三斛六斗、一歲四十三斛一斗、

(31表4) 今三斛四斗四升五合七勺八撮八三。通一歲為四十一斛三斗四升九合四勺五撮有奇

(雕題) 今三斛三斗三升、一歲三十九斛九斗、

(31表7) 今二斛七斗九升三合八勺八撮二四。通一歲為三十三斛五斗二升六合五勺八撮有奇

(雕題) 今二斛七斗、一歲三十二斛四斗、

(31裏1) 今二斛五斗一升四合四勺九撮四一。通一歲為三十斛零一斗七升三合九勺三撮有奇

(雕題) 今二斛四斗三升、一歲二十九斛一斗六升、

(31裏4) 今一斛四斗九升零零七撮零六。通一歲為二十七斛八斗八升零八勺四撮有奇

(雕題) 今一斛四斗四升、一歲十七斛三斗二升、

(31裏7) 今九斗三升一合二勺九撮四一。通一歲為二十一斛一斗七升五合五勺二撮有奇

(雕題) 今九斗、一歲十斛八斗

(32表1) 今一升二合一勺零六八。通一月為三斗六升三合一勺零四。通一歲為四斛三斗五升八合四勺五撮有奇

(雕題) 今一升一合七勺、一月三斗四升一合、一歲四斛九升二合、

(32表5) 今七斗四升五合零三撮五三。通一歲為八斛九斗四升零四勺二撮有奇

(雕題) 今七斗二升、一歲八斛六斗四升、

(32裏5) 今三十二斛五斗九升五合一勺九撮四八。通一歲為三百九十一斛

一斗四升三合五勺三撮有奇

(雕題) 今三十一斛五斗、一歲三百八十五斛、

(33表1) 今六斛七斗零五合三勺一撮七八。通一歲為八十斛零四斗六升三

合八勺一撮有奇

(雕題) 今六斛四斗八升、一歲七十七石七斗八升、

(33表3) 真二千石月俸錢六千五百。米三十六斛

(雕題) 後漢百官志所列、日中二千石、日千石、而無真二千石者、真、

蓋對中而言耳、其真真字有無罔所異也、

(33表4) 今三斛三斗五升二合六勺五撮八九。通一歲為四十斛零二斗三升

一合九勺有奇

(雕題) 今三斛二斗四升、一歲三十八斛八斗八升、

(33表7) 今三斛一斗六升六合四勺。通一歲為三十七斛九斗九升六合八勺

(雕題) 今三斛六升、一歲三十六斛七斗二升、

(33裏1) 今二斛七斗九升三合八勺八撮二四。通一歲為三十三斛五斗二升

六合五勺八撮有奇

(雕題) 今二斛七斗、一歲三十二斛四斗、

(33裏4) 今一斛九斗五升五合七勺一撮七六。通一歲為二十三斛四斗六升

八合六勺一撮有奇

(雕題) 今一斛八斗九升、一歲二十二斛六斗八升、

(33裏7) 今一斛三斗九升六合九勺四撮一二。通一歲為一十六斛七斗六升

三合二勺九撮有奇

(雕題) 今一斛三斗五升、一歲十六斛二斗、

(34表1) 今一斛一斗一升七合五勺五撮二九。通一歲為一十三斛四斗一升

零六勺三撮有奇

(雕題) 今一斛八升、一歲十二斛一斗六升、

(34表4) 今八斗三升八合一勺六撮四七。通一歲為一十斛零五升七合九勺七撮有奇

(雕題) 今八斗一升、一歲九斛七斗二升、

(34表7) 今四斗四升七合零二撮一一。通一歲為五斛三斗六升四合二勺五撮有奇

撮有奇

(雕題) 今四斗三升二合、一歲五斛一斗六升四合、

(34裏6) 夫碩今斗許。而李惶三十。既不可解。

(雕題) 不足佐、

(42裏9) 嘉賓晉人。千斛當今百零三石余。江左士大夫。富皆如此。歷唐

宋明。愈下愈貧。蓋至明乃極。是說史者所當知也

(雕題) 江左天子之微弱如彼、而士大夫之富如此、是非好消息邦之無紀

耳、物翁如垂涎於此者、亦不善說史者、

(45表9) 其獲王斗。亦以為古周物。遂以同律度量衡。

(雕題) 通考載周銅量、銘曰內徑七寸一分、深二寸八分、天和二年卜ア

リ、

(雕題) 梁陳依古齊以古升五升為一斗。後周武帝。保定元年辛巳。五月。

晋国造倉。獲古玉斗。暨五年乙酉冬十月。詔改制銅律度。遂致

中和。累黍積論。同茲玉量。與衡度無差。佳為銅升。用頒天下。

內徑七寸一分。深二寸八分。重七斤八兩。天和二年丁亥。正月

癸酉朔。十五日戊子。校定移地官府為式。此銅斗之銘也。其玉

斗銘曰。維大周保定元年。歲在重光。月旅獫狁。晋國之有司。

修繕廩。獲古玉斗。形制典正。若古之嘉量。太師晋國公以聞。

勅納於天府。暨五年。歲在叶洽。皇帝乃詔稽準繩。考灰律。不

失圭撮。不差累黍。遂鎔金寫之。用頒天下。以合太平。權衡度

量。今若以數計之。玉斗積。玉尺一百一十寸八分有奇。斛積。

一千一百八十五分七釐三毫九秒。又甄鸞算術云。玉升一升。得官斗一升三合四勺。此玉升大。而官斗小也。

(45裏1) 其制亦依嘉量者審矣。

(雕題) 拘説ナルヘシ、

(46表1) 玉尺量

(雕題) 是元來玉量ト云ヘシ、尺ノ字アタラス、ムカシヨリ称呼ノ誤ナリ、

(46表2) 一合今一勺三撮九四

(雕題) 合ノ名前周二ハミアタルトコロナシ、然トモ先儒皆云兩籥為合、十合為升、タ、漢志ニ漢量ヲ論シテ十籥為合、十合為升トイヘリ、

(48裏1) 按此摸倣周制。下士食九人。云々

(雕題) 牽合大甚、

「衡考」部分

(3裏4) 前代指周。玉称昉於周保定中。

(雕題) 玉称ハ元來玉量称ト云ヘシ、或玉量秤、

(5裏7) 蓋鑄金未妙也。

(雕題) 黄金亦有生孰精粗、元雖得密準、何必疑於尺与鑄、

(10表3) 非人之所能举

(雕題) 今有力之人、能举百鈞矣、且肩之以攀梯、乃以為非人之所能、亦不広考耳、

(10裏1) 廉頗伝曰。廉頗飯斗米肉十斤。

(雕題) 飯上脱一字、

評価

履軒による徂徠『度量衡考』批判については、陶氏前掲書によって既に

概していえば、徂徠の「度考」はその筋道が『隋書』の「律曆志」に則っているとして一定の評価を与えているのに対し、そのなかの付会、とくに「量考」における荒唐無稽の説を強く非難するのが、その批判の基調となっている。(二二六頁)

という評価が与えられている。あえて蛇足を加えるならば、履軒の『度量衡考』批判には、大きく二つの方向から為されていると思われる。

一つには、用いた資料についての批判である。たとえば徂徠はしばしば『周礼』を根拠として立論するが、履軒は『周礼』を劉歆の偽作に出るものとし、これを周代の制度を考えるための資料としては認めない(度考52表4、56裏5など)。当然、『周礼』を根拠とした徂徠の立論を履軒は一切認めないのである。また『礼記』王制篇や『司馬法』などとの間に見える相違について、徂徠は『礼記』『周礼』を採用し、履軒は『司馬法』『孟子』に従うべきとする(度考53表3、56表5など)。このような相違は、いわば両者の学問的な立場の相違に由来するものであり、ただちに徂徠を不利とする指摘とはならない。

二つには、徂徠説内部の自己矛盾や恣意的な資料操作・資料改竄に対する批判である。たとえば『孟子』の「万鍾」を「万斗」と解する徂徠に対して履軒は「物翁前文已言之、此何矛盾、」と指摘し(量考19表1)、また前漢の「中二千石」を「月俸百八十斛」としながら「右禄秩言量者。皆為月俸。」とする徂徠に対して「漢禄秩、自万石千石至百石、非歳禄邪、」此

称月筭、将誰欺也、」(量考19表9)とする。またたとえば徂徠は、李惟の「尽地力之教」(『漢書』食貨志引)に見えるという「五口地田百畝、歳収百五十石、」を根拠として「米」(脱穀した穀物)の量を論じるが、履軒は原文が「粟百五十石、」であり、「歳収百五十石」は「粟」(未脱穀)での量だと指摘した上で、このように原資料を改竄(「粟」字を省く)する手口を「亦物氏之術已、」とし(量考16表3)、徂徠説の信憑性を「読者当霑眉而後読焉、」と否定する(量考15裏7)。

徂徠の単なる錯誤かと思われる点については、履軒は比較的穏やかな指摘をするにとどまっている(「百官禄秩」における前漢と後漢との混同など。量考29裏6)。しかし明らかな資料の改竄に対しては、履軒は「将誰欺也、」読者当霑眉而後読焉、」などと痛烈な言葉を投げかけるのである。

履軒は、朱子学を回護して徂徠を積極的に攻撃すべき立場、すなわち蘭洲や竹山らの「官許字問所」懐徳堂の立場からは比較的自由であり得た。竹山は『非徴』において徂徠への個人攻撃・人格批判を展開し物議を醸したが、これに対して履軒の徂徠批判は、その語気の過激であるのに対し、批判の内容そのものは冷静な客観性を保ったものだったといえよう。

注

(注一) 『度量衡考』は、徂徠の遺稿『度量考』を北溪らが校訂し、北溪「衡考」を加えて刊行したものである。『度量衡考』全体が徂徠の著作というわけではなく、また「度考」「量考」部分も徂徠自筆本のままではない。

(注二) 受入番号「一〇四九七九」「一〇四九八〇」。本資料にはもともと固有の書名は存在せず、正しくは「履軒書入本『度量衡考』」とで

も呼称すべきであるが、暫く通称に従う。

(注三) 大阪大学出版会、一九九四年。

(注四) 大阪大学文学部、昭和五十一年。

(注五) 『荻生徂徠全集』第十三卷「度量衡考」(川原秀城氏・池田末利氏編輯、みすず書房、一九九四年)。

(注六) 見(注五)。

(注七) 注五書四五頁。陶氏は同書を参照しているが、おそらく『懐徳堂文庫図書目録』や『懐徳堂水哉館遺書遺物目録』によって履軒用本と官刻本とが同一のテキストだと誤ったのであろう。

(注八) 「高畑本」は「題度量衡考後」を「衡考」の後に付すのに対し、「履軒用本」はこれを「度考」の前に付す。ただし「高畑本」に改装が加えられている可能性もあり、この相違は重視すべきではない。なお筆者が確認した「履軒用本」と同版の『度量衡考』数部はいずれも、この点について「履軒用本」に一致する。

(注九) 拙稿「懐徳堂学派による『論語集注』擁護の一例」(『懐徳』七十二号、二〇〇四年)など。